

改 正

現 行

第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十一 (略)

十二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三 (略)

十三の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

十四～四十六 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電球が用いられたものに限る。

第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十一 (略)

十二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席

十二の二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

十三 (略)

十四～四十六 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電球が用いられたものに限る。

十一～十三 (略)	(略)
十一 第二条第十一号の座席	第十七号第七改 訂版
十二 第二条第十二号の座席及び頭部後傾抑制装置	第十七号第七改 訂版
十三 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑制装置	第十八号改訂版
十四 第二条第十一号の「」の座席ベルト取付装置	第十四号第六改 訂版
十五 第二条第十四号の頭部後傾抑制装置	第二十五号第四 改訂版
十六～三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係) (略)	第三号様式 (特別な表示) (第六条関係) (略)
特定装置の種類 a	特定装置の種類 a
(略)	(略)
(略) 8以上	(略) 8以上
第二条第十二号の座席	第二条第十二号の座席

第二条第十二号の二の座席	
第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第二条第十四号の頭部後傾抑止装置
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第二条第十四号の頭部後傾抑止装置
(略)	(略)
(略)	(略)